

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○
処分庁 守山市長 宮本 和宏

審査請求人が令和4年7月7日付けで提起した地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度市民税・県民税を賦課する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、審査請求人から○○税務署に提出された令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の内容に基づき、令和4年度分の市民税・県民税（以下「住民税」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年6月8日付け令和4年度市民税・県民税税額納税通知書（以下単に「納税通知書」という。）により、審査請求人に通知した。
- 2 審査請求人は、令和4年7月7日付けで守山市長に対し、本件処分の取消しまたは変更を求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人主張は、以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 当方は例年通り e-Tax（国税電子申告・納税システム）にて所得税の確定申告を行った。

イ 上記確定申告の操作画面において、住民税に関する事項の入力画面にて「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要としますか？」の問いに対して、所得税の確定申告のみを行い、住民税の確定申告は別途行わな

いという意図で「はい」を選択した。

ウ 所得税については、過去の損失との損益通算により還付が認められた。しかし、住民税については納税通知書の送達後に還付がなされていないという事に気づき、処分庁に問い合わせたが、住民税については申告不要として確定申告書が提出されているため、還付が行われないと説明を受けた。また、還付を受けるためには納税通知書の送達までに別途住民税の申告書の提出が必要であると説明を受けた。

エ 所得税の還付が完了した時点で当方は住民税の還付を受ける権利を有しており、市には還付金相当の利得が生じている。

オ 住民税の申告をしないつもりの方にとって、「住民税で申告不要としますか」の問いに「いいえ」を選択することは困難であり、その責任を当方に負わせることは不当である。

カ 当方が還付を受けようとする場合には、納税通知書の送達までに別途住民税の申告書提出が必要であると説明を受けたものの、事態を把握できたのは納税通知書の送達後であり、当方にはその提出機会が与えられなかった。

(2) 反論書における主張

ア 住民税の申告不要について当方が「はい」を選択した主な要因は次の2点である。

(ア) ○○税務署員の誤った説明

(イ) 誤解を誘引する確定申告の設問

イ 上記により、責を負うべきは○○税務署と国税局であるが、○○税務署より既に所得税の還付を受けているため、当方は税務署に対して債権を有していない。

ウ アの選択について、市に責任は無いが、当方が受領すべき還付金相当額は市が保有しており、民法（明治29年法律第89号）第703条（不当利得）の趣旨を踏まえ、審査をお願いする。

エ 令和3年分所得税の還付が決定された時点で、同時に住民税の還付が決定されており、還付金の所有権は市から当方に移動している。

オ 市は還付を受けられなかったことが損失ではないと主張するが、市が還付しない理由としている申告期限超過について、当方に責任は無く、還付金相当の損失が発生している。

カ 市は e-Tax における設問趣旨について正しく理解することが可能と主張しているが、当方は令和4年1月20日頃に税務署に対して電話で確認を行い、説明通りに「はい」を選択した。しかし、その説明が誤っていた。同年7月25日に○○税務署○○課長に対し、電話にて調査申し入れを行った際に「分かりにくい設問」であったと認めた。そして、同年8月5日に面談した税務署職員でさえ真逆に理解しており、専門家2人が誤って理解するような設問を正しく理解するこ

とは困難である。

キ e-Tax における当該設問は、自分が市区町村への申告を不要とするかどうかの設問と解釈してしまうが、実際には税務署から市区町村への申告を不要とするかどうかの設問であり、誤解誘引を目的とする設問である。

ク 市は住民税の申告を提出する時間的余裕は十分にあったと主張するが、当方は例年通りに申告を行っていることから、例年通りに還付手続きがなされるものと確信しており、例年と異なる対応は不可能であった。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、以下のとおりである。

処分庁は、審査請求人の主張に対し、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却する旨の裁決を求めている。

- (1) 本件処分に至る事実経緯については、概ね審査請求人の主張のとおりであることを認める。審査請求人は、e-Tax の設問中「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要としますか？」の問いに対して、「はい（申告しない）」を選択している。
- (2) 令和 4 年 5 月 24 日、審査請求人の申告内容に基づき、住民税の算定においては配当所得および株式等譲渡所得の全部を算入せず、住民税課税台帳を作成し、同年 6 月 8 日に本件処分の通知書を発送した。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 45 条の 3 および第 317 条の 3 の規定により、住民税の納税義務者が所得税に係る確定申告書を税務署へ提出した場合、当該住民票のある自治体に対して、提出日に住民税の申告書を提出したとみなされる。
- (4) 法第 32 条第 12 項および第 14 項ならびに第 313 条第 12 項および第 14 項の規定により、源泉徴収口座で取引された上場株式等に係る譲渡所得および配当所得については、証券会社等が所得税および住民税を源泉徴収および特別徴収することにより納税が完了するため、個人からの申告は原則不要である。そしてこの制度は「申告不要制度」と呼ばれている。ただし、納税義務者が既に源泉徴収および特別徴収された税の還付を受けようとする場合や、損失を繰り越す場合等には、法附則第 33 条の 2 および第 35 条の 2 の 6 ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 8 条の 4 の規定により申告が必要となる。また、住民税の賦課計算時において、納税義務者は所得税と異なる課税方式（申告不要、総合課税、分離課税のいずれか）を選択可能である。
- (5) そして、この所得税とは異なる課税方式の選択については、法第 32 条第 13 項および第 15 項ならびに法第 313 条第 13 項および第 15 項の規定により、住民税の納税通知書の送達される時までにはしなければならないとなっている。

- (6) 審査請求人は e-Tax における設問趣旨を誤って理解し、「申告不要」を選択してしまったと主張するが、国税庁のホームページには内容説明のリンクもあり、趣旨について正しく理解することは可能であった。
- (7) 仮に設問が理解できないまま「申告不要」を選択して税務署に提出していたとしても、納税通知書が送達されるまで約 5 か月の期間があり、申告内容の確認や相談等を行い、課税方式の変更を行うための時間的猶予は十分にあった。
- (8) 以上のことから、本件処分には何ら違法・不当な点は無く、審査請求人の主張には理由が無いことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 本件処分の適法性について

- (1) 本件処分は、住民税の納税義務者であり前年分の所得税に係る確定申告書の提出を e-Tax で行った審査請求人において、処分庁より納税通知書が送達される時まで住民税の申告書を提出しなかったため、処分庁において本件課税資料（特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要とする申告）に基づきなされたものであるところ、本件処分の根拠となる法第 32 条第 12 項から第 15 項まで、第 45 条の 3、第 313 条第 12 項から第 15 項までおよび第 317 条の 3 ならびに同法附則第 33 条の 2 および第 35 条の 2 の 6 ならびに租税特別措置法第 8 条の 4 の解釈および適用に誤りはない。したがって、審査請求人の主張には理由がない。
- (2) 審査請求人は税務署職員の誤った説明および e-Tax における誤解を誘引する確定申告の設問が意図しない申告を行った原因であり、審査請求人にその責が無いことから本件処分の取消しまたは変更を求めると主張する。しかし、e-Tax の設問画面には誤った選択がなされないための申告不要制度に関する情報提供がなされていることが確認できることから、正しい制度理解は困難であったという審査請求人の主張は採用できない。
- (3) 申告を行う者の所得金額や過去の繰越損失等の様々な条件によって、本人が最も有利であると考えられる課税方式は異なるものであり、その複数の課税方式の中から最も有利な住民税における課税方式を選択することができる制度となっている。処分庁は審査請求人自身が選択した課税方式による申告内容に基づいて適切に本件処分を行っているものであるから、課税方式を変更する必要がある正当な理由は見当たらず、同様に課税方式の変更を行うための住民税の申告を納税通知書の送達までに行わなければならないとされていることについても、法の規定に反して納税通知書の送達後において同申告を受け付けるべき正当な理由は見当たらない。
- (4) 本件のような e-Tax の設問画面の変更による誤申告について、同様の事例に対する何らかの救済措置要請に係る通知等が国税庁等の機関から発出された事実も無

い。

(5) その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張に理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 月 5 日

審査庁 守山市長 宮本 和宏

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、守山市を被告として（訴訟において守山市を代表する者は守山市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、守山市を被告として（訴訟において守山市を代表する者は守山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。